

鋼船規則

鋼船規則検査要領

GF 編

低引火点燃料船

鋼船規則 GF 編
鋼船規則検査要領 GF 編

2019 年 第 2 回 一部改正
2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 85 号 / 達 第 53 号
2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議
2019 年 11 月 6 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

鋼船規則

GF 編

低引火点燃料船

規
則

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 85 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 11 月 6 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

GF 編 低引火点燃料船

11章 火災安全

11.3 防火 (IGF コード 11.3)

11.3.1 を次のように改める。

11.3.1 一般*

(-1.は省略)

-2. 開放甲板上の燃料タンクに面する居住区域，業務区域，制御場所，脱出経路及び機関区域の境界は，「A-60」級の防熱仕切りが施されなければならない。また，船橋の甲板の下面まで「A-60」級の防熱仕切りが施されなければならない。~~船橋窓を含めたそれより上部の境界は「A-0」級の保全防熱性でなければならない。ただし，本会が適当と認める場合においては，「A-0」級とすることを要しない。~~さらに，燃料タンクがバルクパッケージとみなされる場合，燃料タンクは *IMDG* コードの規定に従って貨物から隔離されなければならない。*IMDG* コードの積付け及び隔離の要件に従い，開放甲板上の燃料タンクは，*class 2.1* に分類される危険物として取扱わなければならない。

-3. 燃料格納設備を含む区域は，A 類機関区域や火災の危険性が高い区画から，「A-60」級の防熱が施されている少なくとも 900 mm の長さをもつコファダムによって隔離されなければならない。燃料格納設備を含む区域と火災の危険性が低い区域との境界の防熱を決定するにあたっては，燃料格納設備を含む区域を **R 編 9 章**に従って A 類機関区域とみなさなければならない。燃料格納設備を含む区域間の境界は，少なくとも 900 mm の長さをもつコファダムとするか又は「A-60」級の防熱仕切りが施されなければならない。燃料タンクが独立型タンクタイプ C である場合においては，当該タンクが格納されているホールドスペースをコファダムとみなして差し支えない。

-4. 燃料が貯蔵されているホールドスペースにおいては，機関や火災の危険性がある機器を使用してはならない。

-5. 本会は，燃料配管がロールオン・ロールオフ区域を通過して導かれる場合に，使用条件及び配管圧力を考慮して，防火構造を要求することがある。

-6. バンカリングステーションは，A 類機関区域，居住区域，制御場所及び火災の危険性が高い区域から，「A-60」級の防熱仕切りにより隔離されなければならない。ただし，当該ステーションが，タンク，空所並びに火災の危険性がほとんど又は全くない補機区域，洗面所及びそれに類似する区域に隣接する場合は，「A-0」級とすることができる。

-7. *ESD* 保護機関区域が単一の境界により隔離されているとき，当該境界は「A-60」級

の防熱仕切りが施されなければならない。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2020年1月1日から施行する。

16章 製造法，工作法及び試験

16.7 試験 (IGF コード 16.7)

16.7.1 管部品のタイプテスト*

(2)を次のように改める。

-55°Cより低い温度で使用される各種の管部品は，次の(1)から(4)に規定するタイプテストを受けなければならない。

- (1) 弁は，その寸法及び型式ごとに，使用圧力及び使用温度の全範囲に渡って，弁の設計圧力までの適当な間隔の圧力で，弁座漏洩試験を受けなければならない。漏洩量は，本会が適当と認める基準に適合しなければならない。また，当該試験時に，弁が十分に作動することが確認されなければならない。
 - (2) ~~流量及び~~又は容量は各種の弁の寸法及び型式ごとに本会が適当と認める基準により承認されなければならない。
- ((3)及び(4)は省略)

附 則 (改正その2)

1. この規則は，2020年1月1日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。
*高速船については，1%を3%に読み替える。

鋼船規則検査要領

GF 編

低引火点燃料船

要
領

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 53 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019年12月27日 達 第53号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

GF 編 低引火点燃料船

GF11 火災安全

GF11.3 防火

GF11.3.1 一般

-3.を次のように改める。

(-1.及び-2.は省略)

-3. 規則 GF 編 11.3.1-2.の適用上、~~「本会が適当と認める場合」とは、MSC.1/Circ.1568に基づき、当該条約要件の改正の任意早期適用を主管庁が認めた場合をいう。~~船橋（船橋窓を含む）には「A-60」級の保全防熱性は要求されない。

-4. 規則 GF 編 11.3.1-3.に規定する「火災の危険性が高い区画」は、少なくとも以下の区画を考慮すること。ただし、これらに限定するものではない。

((1)から(3)は省略)

附 則（改正その1）

1. この達は、2020年1月1日から施行する。

GF16 製造法，工作法及び試験

GF16.6 溶接，溶接後熱処理及び非破壊試験

GF16.6.3 を次のように改める。

GF16.6.3 非破壊試験

規則 GF 編 16.6.3(2)にいう「本会が適当と認める自動溶接により工作される場合」とは、管工作を行う事業所が常に安定した溶接を施工する能力を有すると見なされる場合で、かつ、それら安定した溶接を施工するための品質保証に関する手順書及び記録書が整備されている場合をいう。

附 則 (改正その2)

1. この達は、2020年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。